

様式第96号 [ 刑訴第260条 ]  
[ 規程第58条 ]

## 処 分 通 知 書

最高検刑第202号  
平成24年7月17日

八木啓代（告発人代表）  
ほか146名（別紙記載のとおり） 殿



中 村

孝



貴殿らから平成24年6月28日付け、同月29日付け、同月30日付け、同年7月1日付け及び同月2日付けで告発のあった次の被疑事件は、下記のとおり処分したので通知します。

記

- 1 被 疑 者 (1)笠間治雄, (2)小津博司, (3)小貫芳信,  
(4)渡辺恵一, (5)鈴木和宏, (6)八木宏幸
- 2 罪 名 犯人隠避
- 3 事 件 番 号 (1)平成24年検第80号, (2)平成24年検第81号, (3)平成24年検第82号,  
(4)平成24年検第83号, (5)平成24年検第84号, (6)平成24年検第85号
- 4 処分年月日 平成24年7月17日
- 5 処 分 区 分 不 起 訴

- (注意)
- 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。
  - 2 告訴（発）人に郵送して交付するときは、必要に応じ配達証明郵便によること。
  - 3 記名押印の上、通知すること。